

運営規程

別表 1

医療法人 パテラ会 月夜野病院
通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)

医療法人 パテラ会 月夜野病院

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人パテラ会が開設する月夜野病院（以下「当院」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 当院における通所リハビリテーション等は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーションにあつては介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当院では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図ることに努める。

2 当院では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当院では、関係市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当院の通所リハビリテーション等を行う事業所の名称所在地等は以下のとおりとする。

- | | | |
|-----|------|----------------------|
| (1) | 名称 | 月夜野病院 |
| (2) | 所在地 | 群馬県利根郡みなかみ町真庭 316 番地 |
| (3) | 管理者名 | 櫻井 明 |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当院の通所リハビリテーション等の事業における従業者の職種、員数及び職務の内容は、以下のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|-----------------|
| (1) | 管理者 | 1 人（常勤兼務、医師と兼務） |
|-----|-----|-----------------|
- 管理者は、事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師 1人(常勤兼務、管理者と兼務)

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

理学療法士 4人(常勤専従、1単位、2単位を専従)

介護職員 2人(常勤専従、1単位、2単位を専従)

理学療法士及び作業療法士は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を作成すると共に、計画に基づき必要なリハビリテーションを行う。
介護職員は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 当院の通所リハビリテーション等の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は以下のとおりとする。
 - 1単位目 営業日の午前8時30分から午前10時30分までとする。
 - 2単位目 営業日の午後13時から午後15時までとする。

(利用定員)

第7条 当院の通所リハビリテーション等の利用定員は以下のとおりとする。

- ① 1単位目 40人
- ② 2単位目 40人

(通所リハビリテーション等の内容)

第8条 当院の通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに利用者に対する心身機能の維持回復のため、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、以下の目的を達成するため訓練等を行う。

(1) 目的

ADLの維持回復、QOLの維持回復、その他利用者の興味関心に関わる状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作及び日常生活関連動作に関する訓練
- ⑥ リハビリテーションマネジメント

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 当院の通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、「別表1」によるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合は、その1割又は2割又は3割の額の支払いを受けることとする。

2 通常の事業の実施地域外の送迎費等、その他の費用についても別表1により支払いを受けることとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

みなかみ町、沼田市、昭和村、川場村及び高山村

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当院の通所リハビリテーション等の利用に当たって留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設内での飲酒・喫煙は禁止とする。
- ・ 設備・備品の利用は、他の利用者の迷惑にならないように使用する。
- ・ 金銭・貴重品は、利用者自らの責任において管理する。
- ・ 衛生管理、食中毒防止の為、弁当等の持ち込みは禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 送迎場所に遅れた場合は送迎サービスを受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第12条 当院の通所リハビリテーション等の従業者は、「月夜野病院消防計画」に基づき、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(緊急時の対応)

第13条 当院は利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により急変や事故等の緊急性の高い事象が発生した場合は、「月夜野病院医療安全管理指針」に基づき、必要な措置を講じるとともに、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡する。

2 当院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当院は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(従業者の服務規律)

第14条 当院の通所リハビリテーション等の従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(従業者の質の確保)

第 15 条 当院の通所リハビリテーション等の従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業者の勤務条件)

第 16 条 当院の通所リハビリテーション等の従業者の就業に関する事項は、別に定める「医療法人パテラ会 月夜野病院の就業規則」による。

(衛生管理)

第 17 条 当院の通所リハビリテーション等の従業者は、利用者の使用する設備等について、「月夜野病院院内感染防止対策マニュアル」に基づき衛生的な管理に努める。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 18 条 当院の通所リハビリテーション等の従業者は「月夜野病院個人情報保護マニュアル」に基づき、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 当院の通所リハビリテーション等の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、従業者でなくなった後も永続的に秘密を保持する。

3 当院の通所リハビリテーション等の従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、サービス担当者間の連携を円滑にするために当該関係者に提供することがあるが、その際は利用者またはその家族に事前に説明の上、同意を得ることとする。

(要望及び苦情の処理)

第 19 条 当院の通所リハビリテーション等に関わる要望や苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 当院の通所リハビリテーション等の従業者は「月夜野病院虐待防止マニュアル」に基づき、利用者の人権の擁護および虐待等の防止に努める。

2 当院の通所リハビリテーション等の従業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応等については、当院施設内に掲示する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人パテラ会 月夜野病院が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 10 日より施行する。

この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。